

## (2) 世界貿易機関(WTO)TRIPs協定

1995年、WTOの創設に合わせて新たな貿易関連ルールの一環として発効したTRIPs協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights : 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準 (ミニマム・スタンダード) として機能しており、WIPOとともに、国際的な知的財産権制度のルールメイキングの両輪となっている。

### TRIPs協定の意義

- b 先進国、途上国を問わず各国が遵守すべき知的財産権保護の最低基準を明確化。
- b パリ条約やベルヌ条約等の既存の国際条約を越える知的財産権保護水準の義務づけ。
- b 最恵国待遇義務による二国間交渉の成果の加盟国への均てんにより、保護水準が国際的に向上。
- b 権利行使に関する規定を有しており、実質的な権利保護が可能。
- b 知的財産権分野における紛争についても、統一的な紛争処理を適用することが可能。

### [1] TRIPs協定の見直しに関する議論

#### ① 地理的表示の保護

地理的表示の多国間通報登録制度の創設と地理的表示の追加的保護の対象製品の拡大について、議論が行われている。

#### ② 動植物の保護

特許保護対象から動植物を除外可能とする規定 (TRIPs協定27. 3(b)) の見直しについて、検討されている。特許保護対象の除外可能範囲拡大や生物多様性条約の規定のTRIPs協定への取り込みを主張する途上国と、現行協定による特許保護レベルを低下させることに反対する先進国との間で議論が行われている。

### 生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity)

生物種の絶滅、異常気象、森林面積減少などの地球規模での環境問題の解決のためには、生物種を保護することへのインセンティブ付与（利益配分）、環境と調和した伝統的生活を営んでいる原住民コミュニティの伝統的知識の尊重、排気ガス対策技術などの環境に適正な技術の技術移転といった方策が必要と考えられている。

1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のための生物多様性条約が成立したが、同条約の中には、遺伝資源（生物種）原産国への利益配分による保護のインセンティブ付与、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転などが盛り込まれた。この生物多様性条約の規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPs協定の改定が必要との主張が途上国よりなされている。

#### ③非違反申立規定の見直し(TRIPs協定64. 3)

2000年1月1日より、TRIPs協定においてもGATTの非違反申立（ノン・バイオレーション）規定<sup>(注1)</sup>が適用されることとなったが、TRIPs協定における非違反申立の概念が不明確であることから、TRIPs協定における非違反申立の範囲と態様について議論されている。

#### ④協定の実施のレビュー (TRIPs協定71. 1)

TRIPs協定71. 1には、TRIPs協定の実施により得られた経験や新たな進展を考慮して、同協定の実施について検討すると規定されており、この協定の実施の検討の進め方やその内容について議論されている。

## [2] 途上国のTRIPs協定履行義務発生

先進国は1996年にTRIPs協定の履行義務が発生していたが、2000年1月1日に途上国においても同協定の履行義務が発生した<sup>(注2)</sup>。これにより、世界的に知的財産権保護の法制度の整備が世界的に大きく広がった。途上国における法制度の整備の確認のため、2000年～2001年にかけて、WTO/TRIPsの場で、途上国の法制度のレビューを行っている。

今後、我が国は、途上国の法制度の運用の実効性向上を通じて、知的財産権保護のより確かな実現を求めていく。

(注1) WTO協定の義務には明示的に違反しない措置であっても、その措置をある国がとった結果、協定上の他国の利益を無効化若しくは侵害又は協定の目的の達成が阻害されている場合、この措置をWTOの紛争解決手続(D/S)に申し立てることができる<sup>(注2)</sup>とされている (GATT23条1項(b)(c))。これを非違反申立という。

(注2) 物質特許制度については、途上国の導入義務は2005年に発生する。なお、後発開発途上国のTRIPs協定履行義務は2006年に発生する。